

除雪作業をするならこちらの講習です

雪かき・除雪作業に使用する機械。他にも地面を掘ったり均したり可能な講習です。実際の操作には十分な知識が必要になります。当教習所では法令に基づいた作業の為の知識・取扱い方法等しっかり学習できます。安心安全な作業を応援しています！

講習内容はこちら

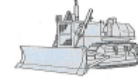
●車両系(整地等)技能講習

- ・受講時間、日数 : 以下、3コース
- 内訳 38時間(標準コース) 6日間
- 18時間(一部免除該当資格所持者) 3日間 ※1
- 14時間(一部免除該当資格所持者) 2日間 ※2

～運転可能な機械の種類の一例～



油圧式バックホウ
(ホイール式)



ブルドーザー



ホイールローダー



油圧式バックホウ
(クローラ式)

- ※1: 自動車免許を所持せず3トン未満の特別教育(整地等)修了者で、且つ運転経験6ヶ月以上の方(事業主証明が必要)
- ※2: 次のいずれかに該当の方●大型特殊自動車免許所持者●不整地運搬車運転技能講習修了者
- 自動車免許(普通・準中型・中型・大型)所持者で、3トン未満の(整地等)特別教育修了後、且つ運転経験3ヶ月以上の方(事業主証明が必要)

詳しくはこちら

[車両系\(整地等\)技能講習 受講条件・料金表](#)

●小型車両系特別教育

- ・受講日数、時間 : 2日間(13時間)
- ・受講条件 : 18才以上
- ・受講料金 : 18,000円

ポイント!

操作する機械の機体重量により講習が分かります。

- 車両系(整地等)技能講習
→重量制限なし
- 小型車両系特別教育
→機体重量3t未満



なお、公道を除雪する場合は、大型特殊自動車免許(または小型特殊自動車免許)が必要となります。必要な免許の種類については除雪機(ホイールローダなど)製造メーカーにご確認ください。

ご不明な点などありましたら、教習センターまでご連絡ください